

埼玉県農業大学校条例

平成15年 3月18日 条例第35号

改正 平成17年 3月29日 条例第58号

平成19年 3月13日 条例第18号

平成25年12月24日 条例第55号

(設置)

第1条 県民の農業及びこれと密接に係る食料に関する理解を深めるとともに、農業及びその関連産業（以下「農業等」という。）の担い手を養成するための教育及び学習の施設として、埼玉県農業大学校（以下「大学校」という。）を熊谷市樋春字谷南2010番地に設置する。

(業務)

第2条 大学校は、次に掲げる業務を行う。

- 一 農業等の担い手の養成に関すること。
- 二 食料及び農業に関する県民の学習に関すること。
- 三 資格の取得等就農等の支援に関すること。
- 四 その他大学校の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(部の設置)

第3条 大学校に、養成部を置く。

(学科の設置等)

第4条 養成部に、野菜学科、水田複合学科、花植木学科、酪農学科及び短期農業学科を置く。
2 学科の学生の定員は、規則で定める。
3 修業期間は、野菜学科、水田複合学科、花植木学科及び酪農学科にあつては2年とし、短期農業学科にあつては1年とする。

(入学の資格)

第5条 大学校に入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者とする。

(入学の許可)

第6条 大学校への入学は、入学試験の結果及び規則で定める書類に基づいて、知事が、これを許可する。

(授業料の納付)

第7条 大学校に在学する者は、授業料を納付しなければならない。
2 授業料の額は、年額118,800円とする。

(授業料の減免)

第8条 知事は、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難であると認め

られる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、授業料を減額し、又は免除することができる。

(授業料の不還付)

第9条 既納の授業料は、還付しない。ただし、知事が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(懲戒処分)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する大学校に在学する者に対し、教育上必要があると認めるときは、懲戒として、退学、停学又は訓告の処分をすることができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 四 大学校の秩序を乱した者その他学生としてふさわしくない行為をした者

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 大学校の養成部門は、改正後の第3条及び第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該部門に在学する者が当該部門に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項に規定する者については、改正後の第7条第1項の規定は適用しない。
- 4 附則第2項に規定する期間において、改正後の第10条の規定の適用については、「担い手養成部に在学する者」とあるのは、「担い手養成部又は養成部門に在学する者」とする。

附 則 (平成17年3月29日条例第58号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において埼玉県農業大学校に在学する者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月13日条例第18号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日において埼玉県農業大学校に在学する者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月24日条例第55号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県農業大学校の担い手養成部は、改正後の第3条及び第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該部に在学する者が当該部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。